明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務二〇三）　一
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一〇）　五
○保安林の指定をする件（農林水産六八一～七〇四）　五
○保安林の指定を解除する件（同七〇五～七〇九）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同七一〇）　六
○工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件（経済産業一〇三）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三五六）　七
○高速自動車国道に関する件（同三五七～三五九）　七
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同三六〇、三六一）　八
○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消す件（防衛七一）　八

〔国会事項〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　八

〔資料〕

平成二十九年二月中国際収支状況（速報）及び平成二十八年十～十二月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　九

〔公告〕

諸事項
官庁
司法書士懲戒処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
特殊法人等
農林水産省・林野庁共済組合定款の一部変更関係　九
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一〇
会社その他
会社その他　一〇

告示

○法務省告示第二百三号
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。
平成二十九年四月十九日
法務大臣　金田　勝年
認証紛争解決事業者の名称及び住所
岐阜県司法書士会
岐阜県岐阜市金竜町五丁目十番地の一
認証年月日
平成二十九年四月一日

○財務省・農林水産省告示第十号
株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。
平成二十九年四月十九日
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
十二年以下	年一厘六毛
十二年を超え十三年以下	年一厘八毛
十三年を超え十四年以下	年二厘二毛
十四年を超え十五年以下	年二厘五毛
十五年を超え二十五年以下	年三厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
十二年以下	年一厘六毛
十二年を超え十三年以下	年一厘八毛
十三年を超え十四年以下	年二厘二毛
十四年を超え十五年以下	年二厘五毛
十五年を超え二十五年以下	年三厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。
2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百八十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年四月十九日
農林水産大臣　山本　有二
一　保安林の所在場所　兵庫県篠山市火打岩字畑山二六七の四三、二六七の七七、二六七の八一
二　指定の目的　水源の涵養（かんよう）
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年四月十九日
農林水産大臣　山本　有二
一　保安林の所在場所　岐阜県高山市清見町大原字瀬戸山四三の一、四三の三五から四三の四〇まで、四三の四四、四三の五四、四三の七三、四三の七四
二　指定の目的　土砂の流出の防備